

# 道路に雪を 捨てないで！



道路に雪を捨てる行為は、  
道路法や道路交通法により禁止されています。

(道路法第43条第1項第2号、道路交通法第76条第4項第7号、山形県道路交通規則第21条第1項第2号)



道路に雪を捨てると……

- 交通の妨げ
- 事故の原因
- 除雪作業の妨げ
- 救急車などの緊急自動車や  
路線バスの通行の妨げ

などなど

みんなが困ります！

道路に雪を

捨てないようにしましょう！